

令和 6 年 6 月 1 2 日

(名称) 東郷町地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

全国的に少子高齢化が進み、本町においても運転免許証の返納者が増加することが予想されるが、本町には鉄道駅がなく、自動車交通に依存する交通特性となっている。

このような中、本町では、東郷中央土地区画整理事業を核とするまちづくり「セントラル開発」において、まちに不足する大型商業施設や本町の交通結節点となるバスターミナルを整備することで、町民が歩いて暮らせるコンパクトシティを目指したまちづくりを進め、令和 3 年 4 月に本町のコミュニティバスであるじゅんかい君を全路線、ららぽーと愛知東郷を発着点とする路線再編を実施した。

これにより、南西コースにおいては、公共交通機関を利用して町北東部及び近隣市の鉄道駅にアクセスすることが可能となり、町外鉄道駅と接続する北コースは、輸送需要に応じた利便性の向上が図られている。

南西コースは、ららぽーと愛知東郷を始め、東郷町役場前やいこまい館など主要施設で地域間幹線バスである北コースに接続しており、日進駅へのアクセスが可能である。また、ららぽーと愛知東郷バス停や三ツ池バス停等の利用が多く、町民の通院や買い物等、生活路線としての役割を担っている。一方北コースは、町の中心部の主要集客施設と町外鉄道駅を結び通勤、通院、買い物需要に応じた路線であり、両路線とも地域公共交通確保維持事業により確保・維持することで地域住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

東郷町地域公共交通計画では、令和 8 年度のじゅんかい君全路線の必達目標値を 15 万人／年、努力目標値を令和元年度の利用者数（184,684 人／年）としている。令和 5 年度（2023 年 4 月から 2024 年 3 月まで）の利用者数が 196,524 人／年であり、必達目標値、努力目標ともに達成している。

必達目標は、令和元年度の運行経費を維持した際の利用者一人当たりの運行経費を元に利用者数を設定しているため、物価人件費等高騰により運行経費が増大している状況を加味し、令和 6 年度の運行経費予定額を元に事業目標を設定することとする。

事業目標：利用者一人当たりの運行経費を令和 4 年度と令和元年度の平均値の 438 円以下となる利用者数を計画最終年度の令和 8 年度の事業目標とし、各路線及び年度毎に案分した以下の数値を目標とする。

令和 6 年度目標利用者

じゅんかい君北コース 130,684 人

じゅんかい君南西コース 30,337 人

令和 7 年度目標利用者

じゅんかい君北コース 131,055 人

じゅんかい君南西コース 30,423 人

令和 8 年度目標利用者

じゅんかい君北コース 131,426 人

じゅんかい君南西コース 30,509 人

【参考】

令和6年度運行経費 86,813千円

一人当たりの運行経費

令和元年度 71,303千円÷184,684人≒386円/人

令和4年度 83,566千円÷170,558人≒490円/人

令和8年度目標 86,813千円÷198,200人≒438円/人

(東郷町地域公共交通計画 56頁参照)

(2) 事業の効果

じゅんかい君南西コース（フィーダー系統）及びその接続するじゅんかい君北コース（地域間幹線系統）を運行・維持することにより、町南西部並びに北部及び日進市栄地域の住民の日常生活に必要な移動手段が確保される。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・転入者への公共交通情報の提供（東郷町）
- ・出前講座（バスの乗り方教室等）の開催（東郷町地域公共交通会議、住民、交通事業者）
- ・こどもまつり、文化産業まつりにおけるコミュニティバスの啓発（東郷町、住民）
- ・商業事業者等と連携したバスの利用促進（東郷町、沿線自治体、交通事業者、商業事業者）
- ・周辺市と連携した広域を含めた公共交通の利用促進（東郷町、近隣自治体、東郷町地域公共交通会議、交通事業者）
- ・町ホームページにおける情報の充実（東郷町）
- ・町広報誌、SNSを通じた利用促進（東郷町）
- ・バス乗降カウントシステムによる利用状況の分析（東郷町、東郷町地域公共交通会議、交通事業者）

(東郷町地域公共交通計画 P59 参照)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表1を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

表2を添付

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るじゅんかい君北コース及び南西コースについて、その運行に係る費用のうち、運送収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を東郷町が負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
<p>・バス乗降カウントシステムによる利用者数推移のモニタリング・評価を実施</p>
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
別紙1の通り
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
<p>じゅんかい君に充当しているバス車両は、車齢約10年かつ50万km以上を運行した車両であり、故障も頻発し運行に支障が生じている状況であることから、安定かつ快適な輸送を確保するため、車両を3台*更新する必要がある。</p> <p>※じゅんかい君北コース（地域間幹線系統）、南西コース（地域内フィーダー系統）各1台（令和7年1月更新予定）、北コース（地域間幹線系統）1台（令和8年1月更新予定）</p>
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
<p>じゅんかい君の高額修理（30万円以上/件）にかかる費用を9,637,364円（令和3年4月から令和4年3月までの実績）から半分以下に減少させる。</p>

(2) 事業の効果

故障リスクの高い老朽車両から新型車両へ更新することにより、じゅんかい君（北コース及び南西コース）の安定的な運行を維持することができ、住民の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。

また、燃費の改善や乗り心地の改善等が期待でき、安定かつ快適な輸送サービスの提供が可能となる。

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【**車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ**】

表8、表9を添付。

なお、地域公共交通確保維持事業によって運行を維持するじゅんかい君北コース（地域間幹線系統）、じゅんかい君南西コース（地域内フィーダー系統）の車両の取得について、購入費用は、国庫補助金を差し引き、東郷町が負担することとしている。

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）
【**公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ**】

① 車両の代替による費用削減等の内容

東郷町が運行事業者に車両を無償貸与するため、運行事業者の車両導入コストが軽減される。

また、代替車両の導入により、車両の修理費用削減及び燃費向上による運行経費が軽減される。

② 代替車両を活用した利用促進策

- ・バスの乗り方教室、町イベント等での代替車両の活用
- ・住民、利用者等からのニーズに合わせた運行ダイヤ等の見直し検討
- ・車体へのラッピングの実施による公共交通への愛着醸成

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性
【**貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ**】

該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果
【**貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ**】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- (1) 令和5年6月19日（第1回）
- ア 令和4年度事業報告及び歳入歳出決算報告について協議
 - イ 令和5年度歳入歳出予算の補正について協議
 - ウ 生活交通確保維持改善計画（案）について協議
 - エ 地域公共交通計画の評価等結果（案）について協議
- (2) 令和5年12月20日（第2回）
- ア 令和5年度地域公共交通確保維持改善事業に係る事業評価について協議
- (3) 令和6年3月6日（第3回）
- ア 東郷町地域公共交通計画の修正（案）について協議
 - イ 令和6年度東郷町地域公共交通計画に関する事業計画（案）について協議
 - ウ 令和6年度東郷町地域公共交通会議予算（案）について協議
 - エ 東郷町地域公共交通運賃料金協議会設置要綱（案）の制定及び東郷町地域公共交通会議設置要綱（案）の一部改正について協議

19. 利用者等の意見の反映状況

例年、地域公共交通会議にて協議会メンバーの構成員である町民又は利用者の代表の方々から利用者視点での意見を収集し、本計画へ反映している。

平成29年11月に巡回バス等実態調査を実施し、次期再編に向けての課題を整理し、平成30年3月に実態調査の報告書として取りまとめた。

巡回バス等実態調査では、バスの便数や鉄道駅、バス停での乗り継ぎに対して満足していない意見の割合が高く、改善を求める声が多く寄せられた。平成30年度においては、このような本町の現状に対応した新たな公共交通ネットワークを構築するため、網形成計画の目標である「公共交通が暮らしになじみ気軽に出かけたくなるまち」の実現に向け、再編案を作成し、平成31年3月に報告書として取りまとめた。

この再編案を具体化し、路線案を令和元年10月に地域公共交通会議、11月にタウンミーティングで町民に提示し、意見をいただき反映。反映後の路線案について、令和2年4月の地域公共交通会議で審議した。

令和2年度においては、東郷町地域公共交通計画を策定し、本計画の交通将来像である「公共交通が暮らしとともにある 安心して住み続けられるまち」を目指してバスターミナルを発着点とした再編路線を令和3年4月から運行開始した。この再編に伴い、町民の皆様からいただいたご意見をもとに、利便性向上のため、バスターミナル（ららぽーと愛知東郷バス停）の待合環境を整備（ベンチ2基設置）し、令和3年10月1日及び令和5年4月1日より南西コースのダイヤの一部を変更した。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 愛知県愛知郡東郷町大字春木字
羽根穴1番地

（所 属） 東郷町 総務部 地域安心課

（氏 名） 與語・塚田

（電 話） 0561-56-0727

（e-mail） tgo-chiiki@town.aichi-togo.lg.jp